

# 事業概要

(令和2年度版)



東京都北区  
パープルリボンシンボルマーク

## スペースゆう

(北区男女共同参画活動拠点施設)

# 目 次

## 事業概要

I 施設概要	1
II 組織及び運営体制	3
III 事業概要	4
1 啓発事業（講座等）	4
(1) ゆうレポートの発行	4
(2) 北区男女共同参画週間	5
(3) 北区さんかく大学	6
(4) 女性の活躍推進応援塾	7
(5) スペースゆう主催講座	9
(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業	10
(7) 区民企画協働事業（旧パートナーシップ事業）	11
(8) 出前講座	12
(9) 共催事業	13
(10) その他の啓発	14
2 相談事業	15
(1) 年度別・種類別 相談件数（過去5か年分）	15
(2) ところと生き方・DV相談	15
①利用状況	15
②年齢別相談件数	15
③相談内容別件数	16
(3) DV専用ダイヤル（電話相談）	16
(4) 女性のための法律相談	17
①利用状況	17
②年齢別相談件数	17
③相談内容別件数	18
(5) スペースゆう・にじいろ電話相談	19
3 施設運営	21
(1) 年度別・種類別 利用件数及び人数（過去5か年分）	21
(2) 多目的室利用状況	21
①時間別利用状況	21
②部屋別利用状況	22
③曜日別利用状況	22
(3) その他の施設の利用内訳	23
4 団体登録状況	24
5 情報コーナー（所蔵数・貸出人数）	24
○ 参考資料	
東京都北区男女共同参画条例	25
東京都北区スペースゆう条例	28

# I 施設概要

- 1 名称 …… 東京都北区スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）
- 2 愛称 …… スペースゆう  
 ＊「スペース」は場所、宇宙という意味であり、開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたことに起因する。また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」という意味のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び（憩い）の場である「遊」という思いをこめたものである。
- 3 所在地 …… 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
- 4 設置年月日… 昭和 46 年（1971 年）3 月 1 日婦人センターとして設置され、平成 4 年（1992 年）4 月 1 日女性センターに名称を変更、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日北とぴあに移転し、男女共同参画センターに名称を変更、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）に名称を変更。
- 5 開館時間 …… 9:00～21:00（日曜日 9:00～17:00）
- 6 休館日 …… 月曜日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

## 7 施設概要（総面積：633.59㎡）

	室名	面積 (㎡)	定員 (名)	概要
5 階	多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・研修会等の目的で、有料で使用できる施設。 「多目的室AB」として1部屋での利用も可
	多目的室B	51	30	
	情報コーナー	—	12	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸出しを行う。
	交流サロン	—	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できる。
	活動コーナー	—	10	グループ活動や打ち合わせ等に利用できる。
	相談室 1	9.5	4	女性のための法律相談等、相談事業を行う。
	相談室 2	10	5	
	ミーティングルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。

## 8 施設の利用（有料施設）

多目的室

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。

なお、登録団体は施設使用料の5割が減額となる。

## 9 登録団体の要件

- (1) 男女共同参画を推進することを目的として活動する団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で過半数が区内在住、在勤もしくは在学の者で占められていること。
- (3) 営利及び政治、宗教活動を目的とせず、継続的・計画的に事業を行っていること。
- (4) 公益活動の計画立案及び報告ができること。

## 10 利用の申し込み

利用施設	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A・B	利用日の2ヶ月前 の日が属する月の 初日	10:00～	スペース ゆう	①申し込みの順番を決 める番号を引く。 ②若い番号順に受付。 ③以降は随時受付。

## 11 施設使用料

( ) 内は5割減額時

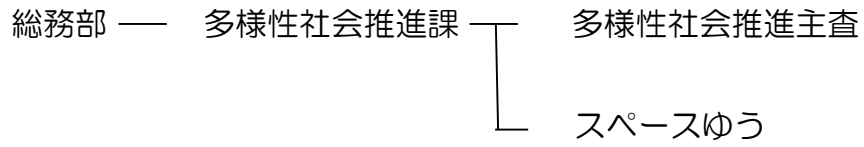
	施設	定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
5階	多目的室A	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
	多目的室B	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

## 付帯設備使用料（5割減額の対象外）

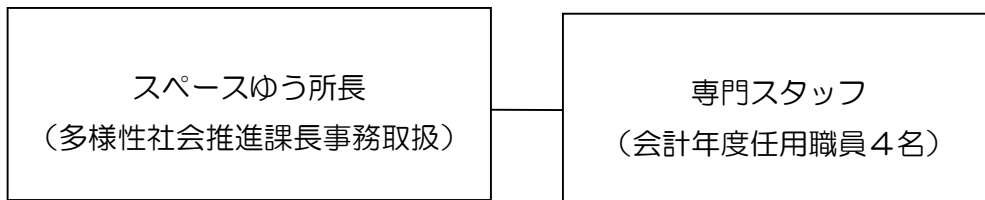
種類	単位	使用料
アップライトピアノ	1台	510円
ビデオ・音響セット	1台	200円
プロジェクター	1台	510円
譜面台	1台	50円
持込器具使用電源設備	1回	200円

## Ⅱ 組織及び運営体制（令和3年4月1日現在）

### 1 組織



### 2 スペースゆう運営体制



### Ⅲ 事業概要

#### 1 啓発事業

##### (1) ゆうレポートの発行

No.	内 容	発行日
No.49	<ul style="list-style-type: none"><li>●特集 誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けて ～北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリア プラン」を策定しました～</li><li>●CLOSE UP オリンピックニュースとジェンダー</li><li>●コラム 新型コロナウイルス感染症対策に不可欠な ジェンダーの視点</li><li>●インタビュー・活躍する女性の紹介 稲荷湯 土本公子氏</li></ul>	6月30日
No.50	<ul style="list-style-type: none"><li>●特集 増える10代の性被害 ～すべての女の子たちに伝えたいこと～</li><li>●CLOSE UP 世界的危機下に活躍する女性リーダーたち</li><li>●講座レポート ・LGBT理解基礎講座 ・エンパワーメントセミナー</li><li>●インタビュー・活躍する女性の紹介 合同会社 Chupki 代表 平塚千穂子氏</li></ul>	10月31日
No.51	<ul style="list-style-type: none"><li>●特集 さんかく大学 家事の「正体」～家事と私の大切に複雑な関係～</li><li>●CLOSE UP 令和2年度北区ワーク・ライフ・バランス推進事業 (認定証交付式、認定企業紹介、講演会レポート)</li><li>●講座レポート ・再就職準備セミナー(マインド編・実践編) ・スペースゆう啓発講座 みんな「男らしさ」がわからない ～心の身だしなみをチェックしよう～</li></ul>	2月28日

(2) 北区男女共同参画週間

講座（講演）・日時・会場	講師	内 容	参加数 (定員)
<p>映画会 「一粒の麦 荻野吟子の生涯」</p> <p>6月20日（土） 14:00～16:00</p> <p>北とぴあ6階ドームホール</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>	-	<p>明治時代、近代日本で初めての女性医師として日本国家が認めた女医、荻野吟子の生涯を描いた伝記ドラマ。まだ女性に医者への認可を与える制度がない時代に、吟子は男性社会の中で道なき道を歩いていく。医師だけでなく、社会活動家としても不屈の精神と大いなる愛に生きた波乱の生涯の実話を映画化。文部科学省選定。（2019年日本製作／110分／監督 山田火砂子／配給 現代ぶろだくしょん）</p>	-名 (100名)
<p>講演会 「フォトジャーナリストが伝えたいこと ～「世界」を知る、 「自分」を知る～」</p> <p>6月27日（土） 14:00～16:00</p> <p>北とぴあ6階ドームホール</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>	安田 菜津紀氏	<p>人が生きる限り、そこには必ず「日常」がある。世界各地の人の言葉に耳を傾け、写真に収めてきた安田菜津紀氏に、暴力ではなく人同士の「対話」を選択することの大切さと、性別・国籍・文化や宗教の違いを超えて、誰もが生きていてよかったと思える社会の実現について語ってもらう。</p>	-名 (100名)



(3) 北区さんかく大学チラシ

### (3) 北区さんかく大学

男女共同参画の歴史的背景、社会のしくみ・情勢など幅広い知識を学ぶことによって、区民の意識を高めるとともに男女共同参画社会の実現のために地域で活躍できる人材の育成を目的に開催している。

北区さんかく大学 家事の「正体」 ～家事と私の複雑で大切な関係～ 各日14:00～16:00 会場：スペースゆう多目的室AB 対象：一般 コーディネーター：笹川あゆみ氏			
講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
第1回 家事ハラスメント ～家事の評価はなぜ低い？～  9月26日（土） スペースゆう多目的室AB	ジャーナリスト/ 和光大学名誉教授 竹信 三恵子氏	快適な日常生活を送るために「家事」は必要不可欠であるが、「価値を生まない労働」として過少評価され、女性はその担い手であるとされてきている。近年は女性が外で働くことも求められているが、労働の世界でもケアワークなど家事の延長のような職種が多く、非正規・低賃金であることが多い。このような働き方は様々なひずみを生み、コロナ禍でさらに多くの問題が出てきている。	30名 (30名)
第2回 不滅の家事 ～便利になったのに負担が減らないのはなぜ？～  10月3日（土） スペースゆう多目的室AB	早稲田大学 総合人文科学 研究センター 招聘研究員 品田 知美氏	家電の普及が進んだ現代は、家事労働の負担が少なくなったと思われる。しかし、テクノロジーの発達は、必ずしも家事の負担軽減にはつながっていないのが現状である。その原因を探り、家事を「負担」から「価値あるもの」へと位置付けるために何が必要かを知る講義。	28名 (30名)
第3回 男の家事が社会を救う ～炎上CMで笑って考えよう～  10月10日（土） スペースゆう多目的室AB	東京大学教授 瀬地山 角氏	高度経済成長期からすでに40年以上が経つ。しかし雇用の不安定化が進む現在では、男性も女性も就労・家事を行って互いに支えあうという「二頭立て馬車体制」へのシフトが、家庭運営及び社会の安定化へとつながり、ひいては少子化解消へと向かうのではないだろうか。家事と働き方について考えていく講義。	27名 (30名)
第4回 家事を外部化するとき ～家事労働者は＜外国人＞ ＜女性＞である必要はあるのか～  10月17日（土） スペースゆう多目的室AB	恵泉女学園大学 人間社会学部教授 定松 文氏	「女性の活躍推進」の名のもと、国は家事の外部化を外国人女性労働者による家事代行を通して推進している。しかし、増加した女性労働者の多くは非正規職で、家事代行の利用料金の高さから本当に必要な人たちには利用し難い制度となっている。家事の外部化から、女性の不利益や本来の再生産労働のあり方を問う。	27名 (30名)
第5回 家事と私のほどよい関係 ～ふりかえりと意見交換～  10月31日（土） スペースゆう多目的室AB	北区スペースゆう アドバイザー （東京家政大学 非常勤講師） 笹川 あゆみ氏	第1回～4回までのさんかく大学を振り返り、家事を常に「負担」と捉えるのではなく、前向きにとらえていくにはどうしたらよいかについて、参加者と一緒に話し合い、意見をまとめた。	19名 (30名)



(4) 女性の活躍推進応援塾

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員)
<b>基調講演</b> エンパワメント ～これが私の生きる道～ 5月23日(土) 14:00～16:00 北とびあ6階ドームホール ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止	ジェンダー・ アクション・ プラットフォーム理事 関西学院大学客員教授 大崎 麻子氏	—	1名 (100名)
<b>エンパワメントセミナー</b> 心を軽くして生きるヒント! ～抑圧の言葉に気づき、 みずからの力を取り戻そう～ 8月23日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB	法政大学 キャリアデザイン学部 教授 上西 充子氏	私たちが気づかないうちに縛られている抑圧の言葉を「呪い」に喩え、「呪いのことば」を認識してカテゴライズし、俯瞰することで、自らの思考方法を変えることが可能になる。この思考変革によって、心が軽くなり、のびやかに生きるためにエンパワメントの方法を学んだ講座。	26名 (30名)

キャリアアップセミナー ～変わる勇気をもって私らしさをバージョンアップ～ 各日10:00～12:00 会場：スペースゆう多目的室AB 対象：企業にて勤務中の管理職に就いている方、管理職をめざす女性（産休・育休中を含む）			
講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
<b>第1日目</b> ファッションはコミュニケーション ～自分を効果的に演出する方法～ 11月7日(土) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室AB	STYLE04 スタイルレシ ピ 有限会社モナミアンド ケイ 代表取締役 輪湖 もなみ氏	多様な働き方の中で、どこでも自分を効果的に演出し、コミュニケーションのひとつとしてファッションを考え、内面外面の変化での自己成長をめざす講座。	25名 (30名)
<b>第2日目</b> 私らしく働く、私らしく生きる ～あるべき姿からありたい姿への シフトチェンジ～ 11月14日(土) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室AB	株式会社くらしにくふう 取締役 草深 由有子氏	自分にとっての働くことの意味、組織における管理職の役割・存在を考え、他人からの評価や、固定観念に捉われず、より自分らしく働き、生きることをめざす講座。	21名 (30名)

<p style="text-align: center;"><b>起業家支援セミナー</b>            春からはじめる！夢をかたちに！女性のための起業スタートアップ            ～好きなこと、得意なことを仕事にしよう、自分らしい起業の探し方～            各日10:00～12:00            会場：スペースゆう多目的室AB            対象：18歳以上の女性で起業に興味のある方、起業して2年以内の方</p>			
講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
<p>第1日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あなたらしい起業とは？ ～事業アイデアの作り方～</li> <li>知りたい！起業のメリット、デメリット</li> <li>ひとり起業の12種類のおしごと</li> </ul> <p>5月30日（土）            スペースゆう多目的室AB            10:00～12:00            ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>	<p>ポテンシャル経営研究所            代表・「ひとり起業塾」            主宰            中小企業診断士            経営コンサルタント            滝岡 幸子 氏</p>	—	- 名  (30名)
<p>第2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業コンセプトの7つの要素</li> <li>誰に、何をどうやって売る？</li> <li>起業と「お金」「法的な手続き」のはなし</li> </ul> <p>6月6日（土）            スペースゆう多目的室AB            10:00～12:00            ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>		—	- 名  (30名)

<p style="text-align: center;"><b>再就職準備セミナー</b>            各日10:00～12:00            会場：スペースゆう多目的室AB            対象：主に結婚・出産・育児・介護などの理由で現在離職中かつ再就職を希望する女性。            ※2日間参加できる方優先。</p>			
講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
<p>第1日目            【マインド編】            就職に向けての一步            ～元気よく踏み出すための            マインド作り～</p> <p>10月14日（水）            10:00～12:00            スペースゆう多目的室AB</p>	<p>がんばれ工房主宰/            キャリアカウンセラー/            国家資格キャリアコンサル            タント            錦戸 かおり氏</p>	<p>女性の再就職活動にあたり、うまく進まない再就職活動で、自分が何に困ってつまづいているのかをワークで整理し、対策を考える。一人で考えがちな再就職活動での悩みや知りたい情報をグループで共有することで、モチベーションアップを目指す。再就職活動の不安を小さくし、ここから始めてみよう！と思える一歩づくりとする。相談機関の紹介や情報提供あり。</p>	19名  (20名)
<p>第2日目            【実践編】            実践！今どきの            面接対策とビジネスマナー</p> <p>10月15日（木）            10:00～12:00            スペースゆう多目的室AB</p>	<p>東京労働局ハローワーク            王子 専門援助部門 就職            支援ナビゲーター/シニア            産業カウンセラー/国家            資格キャリアコンサル            タント            田中 彩氏</p>	<p>コロナ禍での企業の募集状況、女性の就職活動の実情、再就職に役立つ知識や情報を得る。リモート面接対策の注意点を学んだあと、実際にリモート面接のデモンストレーションを見る。希望者はリモート面接の体験ができる。ハローワーク王子からの求人情報提供あり。</p>	21名  (20名)

(5) スペースゆう主催講座

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
<p><b>LGBT理解基礎講座</b> あなたの色 わたしの色 ～性別違和を乗り越えて～</p> <p>7月18日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB</p>	<p>LGBT啓発活動家 元柔道家 清水 尚雄氏</p>	<p>東京オリンピック開催を控え、オリンピック憲章が求める「差別を受けることなく権利や自由が享受できる」という精神および2019年4月施行の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現のための条例」の普及啓発やLGBTに対する理解促進を目的とし、トランスジェンダーの講師から、LGBTの基礎知識と経験を交えてお話しいただき、多様性について学ぶ講座。</p>	<p>24名 (30名) 一般</p>
<p><b>男女共同参画防災講座</b> 絶対気になる！ 災害時のトイレ ～みんなの視点で地域防災力をアップしよう～</p> <p>9月19日(土) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB (共催:防災・危機管理課)</p>	<p>インクルラボ代表 高橋 聖子氏</p>	<p>携帯トイレのレクチャー付き講座。災害時に困ったことのトップにあげられる「トイレ問題」。健康と衛生に直結するトイレは、適切な対応が必要である。自宅と避難所生活で備えておきたい災害時のトイレ対策と、なぜ防災に女性の視点が必要なのかを学び、地域の防災力を高める。また、北区の水害を想定し、ハザードマップをみながら命を守る行動についても学ぶ。</p>	<p>20名 (20名) 一般</p>
<p><b>DV理解基礎講座</b> 「女性への暴力をなくすために 身近にあるDV・性暴力とその背景」</p> <p>11月8日(日) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室AB (共催:子ども家庭支援センター)</p>	<p>一般社団法人Spring 代表理事 山本 潤氏</p>	<p>性暴力とは、ジェンダーバイアスの背景において起こりやすい、被害が表に出にくい、また被害後は精神的後遺症に苦しむことになる、という酷い暴力であるということ。性暴力被害をなくすには、同意のない性的言動は性暴力となることを徹底すること、また性犯罪に対する刑法改正が必要であることを啓発するための講座。</p>	<p>18名 (30名) 一般</p>
<p><b>ワーク・ライフ・バランス講演会</b> ストップ！職場のハラスメント！ ハラスメントの境界線を考える ～ハラスメントを受けたとき、知ったとき、どうしたらいい？～</p> <p>12月3日(木) 18:00～20:00 スペースゆう多目的室AB</p>	<p>アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 今津 幸子氏</p>	<p>パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法等）が2020年6月に施行され、ハラスメント防止措置を講じることが雇用主に要請されるようになったのを機に、職場におけるハラスメントとは何かについて説明をいただき、ハラスメントを防止するための方策について、具体例を交えながら、労働者と雇用主双方の立場から学ぶ講座。</p>	<p>32名 (30名) 一般・中小企業経営者、人事・労務管理部門担当者など</p>
<p><b>男性向け啓発講座</b> みんな「男らしさ」がわからない ～心の身だしなみをチェックしよう～</p> <p>1月24日(日) 13:00～15:00 スペースゆう多目的室AB ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信に変更</p>	<p>恋バナ収集ユニット 桃山商事 代表 清田 隆之氏</p>	<p>男性が無自覚に享受してきた特権や、「俺たち」というホモソーシャルな言葉のかけに埋もれがちな「私」個人の感情についての自覚を促し、感情を正しく言語化して自分の感情や自分自身を大事にすることから、他者とのコミュニケーションや相互理解について学べる講座。</p>	<p>20名 (30名) 一般 (主に男性)</p>

## (6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生や高校生のみなさんが、さまざまな分野の職業について具体的で明確なイメージを持ち、夢と希望を持ってチャレンジできるよう、比較的女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高校に派遣し、その職業を選択した経緯や向き合う姿勢などについて講演会等を実施している。

開催校・日時	講師	職業	対象学年 受講生徒数
桐ヶ丘中学校 9月4日(金) 13:30~15:20	高橋 正実氏	デザイナー	2学年 79名
堀船中学校 9月29日(火) 14:35~15:25	小田嶋 良氏	パイロット	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 中止
神谷中学校 11月25日(水) 13:30~14:30	胤森 なお子氏	フェアトレード	2学年 49名
田端中学校 12月8日(火) 13:30~14:30	大塚 紀子氏	鷹匠	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 中止

**LGBT理解啓蒙講座**  
あなたの色 わたしの色  
～性別違和を乗り越えて～

7.18 (土) 14:00~16:00  
13:40開場

会場: スペースゆゆう 多目的室A/B (北とびあき層)

講師: 山本 潤 (LGBT理解啓蒙講師)

内容: 山本潤氏が自身の経験から、LGBT理解啓蒙について講演。また、LGBT理解啓蒙について講演。また、LGBT理解啓蒙について講演。

**みんなの視点で 地域防災力をアップしよう!**  
絶対気になる!  
災害時のトイレ

2020年9月19日(土)  
14:00~16:00 (開場13:40)

会場: スペースゆゆう 多目的室A/B (北とびあき層)

講師: 高橋 聖子氏 (デザイナー)

内容: 高橋聖子氏が自身の経験から、災害時のトイレについて講演。また、災害時のトイレについて講演。

**女性への暴力をなくすために  
身近にあるDV・性暴力とその背景**

令和2年11月8日(日) 午後2時~4時 (開場1時40分)

会場: スペースゆゆう 多目的室A/B (北とびあき層)

講師: 山本 潤 (LGBT理解啓蒙講師)

内容: 山本潤氏が自身の経験から、女性への暴力について講演。また、女性への暴力について講演。

**ストップ! 職場のハラスメント!**  
ハラスメントの境界線を考える  
～ハラスメントを受けたとき、知ったとき、どうしたらいい?～

12月3日(土) 午後6時~8時 (開場5時40分)

会場: スペースゆゆう 多目的室A/B (北とびあき層)

講師: 山本 潤 (LGBT理解啓蒙講師)

内容: 山本潤氏が自身の経験から、職場のハラスメントについて講演。また、職場のハラスメントについて講演。

**みんなの田からさがわからず!**  
～心の身だしなみをチェックしよう～

2021年1月24日(土) 13:00~15:00  
12:40開場

会場: スペースゆゆう 多目的室A/B (北とびあき層)

講師: 山本 潤 (LGBT理解啓蒙講師)

内容: 山本潤氏が自身の経験から、心の身だしなみについて講演。また、心の身だしなみについて講演。

### (7) 区民企画協働事業（旧パートナーシップ事業）

区は、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対し、会場提供及び広報協力などを行い、区民との協働により、広く男女共同参画を推進するための事業を実施している。

講座・日時・会場	企画・運営団体	内 容	参加数 (定員) 対象
<p>未来を拓くことば 晶子も みすゞも らいてうも パートⅢ ～大正琴の演奏を交えて～</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企画・運営団体による事業申請取下げ。</p>	<p>アゼリア会</p>	<p>新時代「令和」を迎え、今一度足元を見つめ直し、未来に想いを馳せるため、これまでの時代を切り拓いてきた女性作家たちの心に残る言葉の数々と足跡を、大正琴の音色と朗読劇でふりかえる。</p>	

## (8) 出前講座

区内の団体を対象に、各団体の申請により、男女共同参画に関するテーマにもとづいた講座を出前で実施している。

講座・日時・会場	講師	内 容	参加数
デートDV講座 12月9日(水) 13:30~14:20 飛鳥中学校	NPO法人 レジリエンス副代表 西山さつき氏	交際相手からの暴力であるデートDV を未然に防ぐための講座。	3学年 86名
デートDV講座 3月10日(水) 11:00~12:15 田端中学校			3学年 94名
デートDV講座 3月12日(金) 13:30~15:15 桐ヶ丘中学校			3学年 148名

(9) 共催事業

事業名・日時・会場	主催団体	内 容	参加数 (定員)
<p style="text-align: center;"><b>2020</b> <b>ねっとわーくまつり</b></p> <p>4月18日(土) 13:00~16:30 18:00~19:30 4月19日(日) 10:00~16:00</p> <p>北とぴあ5F、6F</p> <p>※新型コロナウイルス感染 拡大防止のため、中止</p>	<p>北区男女共同参 画推進ネット ワーク</p>	<p>「一人ひとりがそれぞれの能力を活かし合 い、共に生きる社会をつくるために」を テーマに、区民への啓発普及と区民との交 流を目的とした講演会、映画上映会、ス テージ発表、展示等を行う。</p> <p>①講演会 「ジェンダー平等からダイバーシティ へ？」 中央学院大学准教授 皆川満寿美氏</p> <p>②シャンソンコンサート 「シャンソン&amp;トーク 人生を語る」 やまざきれいこ氏</p> <p>③上映会&amp;トーク 「私は男女平等を憲法に書いた」 トーク：平岡磨紀子氏（プロデュー サー）</p>	<p>① - 名 ② - 名 ③ - 名 (140名)</p>
<p><b>子育てママの未来計画</b> (各2回連続講座)</p> <p>(1) レジリエンス編 ①11月27日(金) ②12月 4日(金)</p> <p>(2) 家政学入門編 ①12月11日(金) ②12月18日(金)</p> <p>各日13:00~14:30</p> <p>オンライン (Zoom)</p>	<p>東京家政大学 板橋区 北区 (3者共催)</p>	<p>レジリエンス編： 困難に直面した際に乗り越える力「レジリ エンス」について学び、多忙な子育て中 でも自分の時間を取り戻すための講座。教材 (テキスト、レジュメ)と、ホワイトボー ドアプリ「miro」を使用して、意見交換 や情報共有を行い、参加同士が褒め合う、 認め合うことで、自己肯定感を高めた。</p> <p>家政学入門編： 自分と家族にとって大切なことを見つけ、 いきいきと生活を回す方法を考えていくた めの講座。「miro」を使用して、子育て をする前と、出産・子育てを経験したこ とを振り返り、自分が培ったことを参加者同 士で共有し、「今の生活」を豊かにするヒ ントを得た。</p>	<p>(1) ①15名 ②15名</p> <p>(2) ①14名 ②12名</p> <p>(北区 各15名) 各コース 北区・板橋区 合計30名</p>

## (10) その他の啓発

- 男女共同参画に関するパネル展示
  - ・中央図書館での特設コーナー設置  
6月16日(火)～6月28日(日)まで男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
  - ・東京ウィメンズプラザでのパネル展示  
通年、男女共同参画に関するパネルを展示した。
  - ・平和祈念週間でのパネル展示  
総務課が主催する「平和祈念週間事業」(8月4日(火)～8月8日(土))で男女共同参画に関するパネルを展示した。
- DVに関する啓発
  - ・コミュニティバスラッピング  
11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマークをラッピングした。
  - ・中央図書館での特設コーナー設置  
10月23日(金)～11月25日(水)までDV(デートDV含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。

※パープルリボンは女性への暴力の根絶運動で用いられるアウェアネス・リボン(支援や声明を表す)である。



平和祈念週間事業でのパネル展示



東京都北区パープルリボンシンボルマーク



コミュニティバスラッピングチラシ

## (9) 共催事業チラシ





## 2 相談事業

### (1) 年度別・種類別 相談件数（過去5か年分）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
こころと生き方・DV相談	629	673	650	617	674
DV専用ダイヤル（電話相談）	51	80	94	75	99
女性のための法律相談	53	60	70	65	67
合計	733	813	814	757	840

※「DV専用ダイヤル」は平成28年度より開始

### (2) こころと生き方・DV相談

※女性相談（女性相談員による相談：一回 面談50分、電話の場合は30分）

毎週火曜日	10:00～16:50
第1・5水曜日	15:00～19:50
第2・4水曜日	13:00～17:50
第3水曜日	10:00～14:50、17:00～19:50
第1・3・5金曜日	10:00～15:50
第1・3土曜日	10:00～11:50
第2・4土曜日	10:00～15:50
第1・3日曜日	10:00～15:50

※男性相談（男性相談員による電話相談：1回30分）

第1木曜日	16:00～19:30
第3土曜日	13:00～16:30

### ①利用状況（予約・受付等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
件数	43	60	59	65	58	55	58	48	64	44	54	66	674	
うち男性	1	3	3	2	1	1	2	1	3	2	1	-	20	
内訳	来所	30	29	38	49	42	42	49	39	48	33	41	48	488
	電話	13	31	21	16	16	13	9	9	16	11	13	18	186
	(夜間)	2	4	3	8	5	8	5	5	7	5	8	6	66
相談枠数	90	79	96	100	84	90	95	78	90	82	79	94	1,057	
相談日数	17	15	18	19	16	17	18	15	17	15	15	18	200	

### ②年齢別相談件数

職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	5	2	-	-	1	-	1	2	2	3	5	21	
	無	-	2	2	1	1	1	-	2	1	-	-	10	
30代	有	4	7	9	8	5	5	5	6	7	4	6	5	71
	無	3	6	5	6	4	1	2	2	4	2	2	3	40
40代	有	7	11	11	7	11	9	6	7	10	8	5	9	101
	無	3	3	6	8	9	9	6	7	12	7	7	16	93
50代	有	5	10	7	11	9	12	13	13	14	9	14	11	128
	無	7	8	7	11	8	4	8	4	7	7	11	10	92
60代	有	2	1	-	3	3	3	3	1	4	1	1	-	22
	無	5	5	7	6	4	4	6	2	1	2	3	5	50
70代	有	-	1	1	-	1	-	8	-	-	-	-	-	11
	無	1	3	1	3	2	3	-	3	1	1	2	2	21
80代以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	1	2	-	-	1	-	1	1	1	-	-	7
不明	1	-	1	1	-	3	-	-	-	1	-	-	7	7
合計	43	60	59	65	58	55	58	48	64	44	54	66	674	674

### ③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	15	22	17	21	18	18	18	12	23	12	16	17	209
生き方	8	7	11	11	12	8	11	13	11	8	10	14	124
こころ	9	8	10	8	7	6	8	3	6	7	9	8	89
からだ	1	-	1	1						1		1	5
夫婦	7	14	10	12	10	7	5	12	9	12	10	15	123
子ども	-	1	1	4	2	9	10	5	10	1	2	5	50
家庭	3	6	8	6	5	5	2	1	2	2	6	3	49
仕事	-	2	1	2	2	1	3	2	3	1	1	3	21
その他	-	-	-	-	2	1	1			-			4
合計	43	60	59	65	58	55	58	48	64	44	54	66	674

### (3) DV専用ダイヤル（電話相談）

火～金曜日 9:00～17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	6	10	13	9	10	7	14	5	8	6	7	4	99

#### スペースゆう利用案内

**■相談時間**  
9:00～21:00(日曜日9:00～17:00)

**■施設の利用時間**  
午後の部 9:00～12:00  
午後の部 18:00～17:00  
夜間の部 18:00～21:00

**■休館日**  
毎高月曜日  
祝日(当館の休館日を含む場合があります)  
早退実施(12月～1月)

**■相談業務**  
こころと生き方・DV相談(予約制)  
DV、夫婦、親子関係、職場や学校でのセクハラ・ハラスメントや人間関係など、生きていく上での様々な問題の相談に応じます。

**■対象・性別 個別相談 50分 電話相談 50分**  
火曜 夜間 10:00～18:00 6枠  
水曜 第1・5 16:00～19:00 5枠  
第2・4 13:00～17:00 5枠  
第3 16:00～19:00 7枠  
木曜 第1・3・5 10:00～16:00 5枠  
土曜 第1・3 10:00～11:00 2枠  
第2・4 10:00～15:00 5枠  
日曜 第1 10:00～15:00 5枠  
第2 10:00～15:00 5枠  
※女性の専門相談員がおります。

**■対象・性別 個別相談のみ 30分**  
水曜 第1 16:00～19:00 5枠  
土曜 第3 13:00～17:00 5枠  
※男性の専門相談員がおります。

**■女性のための法律相談(予約制)**  
離婚や相続、性暴力被害、職場や学校におけるセクハラ・ハラスメント、虐待、労働上のトラブルなど、お気軽にご相談ください。必要な書類を揃えて、法律の観点から相談に応じます。

**■対象・女性 個別相談 30分**  
水曜 第3 17:00～19:15 4枠  
土曜 第1 16:00～11:45 4枠  
※女性専門相談員がおります。  
※相談は1人1年以内2回までです。

**■相談方法** 電話にて予約の上、お越しください。  
開館受付 9:00～21:00  
※前回の相談内容、手紙・外国語翻訳支援を行っています。  
詳しくはお問い合わせください。

#### 施設利用申込方法 告知版

施設名	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的広場A・B	毎月10日 20日(祝日の場合は 隔月の10日)	9時～17時	多目的広場 (4階)	①申込書の提出 ②申し込み料の納入

※上記の施設は予約制です。予約が完了した上で、ご利用ください。

#### 施設利用料

施設名	料金	平日9時～12時	平日13時～17時	休日9時～17時
多目的広場A	個人	720円	1,100円	1,440円
多目的広場B	個人	720円	1,100円	1,440円

※多目的広場A～Bは一部施設で有料です。ご利用料金は一部施設のみです。  
※夜間使用については、別途料金がかかります。  
※5歳未満の子は無料です。5歳以上12歳未満の子は半額です。

**予約受付の条件**  
①京大外等専攻を修了することを目指すとして登録している学生であること。  
②専攻が1人以上で進捗が概ね進んでいること。  
③専攻及び施設、用途が使用目的と一致すること。  
④申込期間の制限立派及び報告ができること。

スペースゆう (北区男女共同参画活動拠点施設)  
〒114-8509 東京都足立区北千住 3-1-1 京大外大 4階  
TEL: 03-3913-0015 FAX: 03-3913-0209 Email: shupyo@city.kita.k.jp  
URL: http://www.city.kita.tokyo.jp/310/kyosei/kyosei/spaceyuu/

**北区DV専用ダイヤル**  
**☎03-3913-0015**  
火曜日～金曜日 9時～12時 及び 13時～17時  
(月・土・日・祝日、年末年始、施設休館日を除く)

**お問い合わせのお願い**  
お問い合わせの際は、お名前、性別、年齢、電話番号、相談したい内容、相談日時をお知らせください。必要に応じて、お住まいの住所をお知らせください。

**こころと生き方の相談内容**

相談内容	相談内容	相談内容	相談内容	相談内容
DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談
DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談
DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談
DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談
DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談
DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談	DV被害の相談

※お問い合わせの際は、お名前、性別、年齢、電話番号、相談したい内容、相談日時をお知らせください。必要に応じて、お住まいの住所をお知らせください。

**※ご相談内容が個人情報となります**  
お問い合わせいただいた内容は、お問い合わせいただいた内容として扱われます。お問い合わせいただいた内容は、お問い合わせいただいた内容として扱われます。お問い合わせいただいた内容は、お問い合わせいただいた内容として扱われます。

#### (4) 女性のための法律相談

毎月 第1土曜日 9:30~11:45 (4枠)

第3木曜日 17:00~19:15 (4枠)

##### ①利用状況 (予約・受付等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	6	2	7	7	6	6	6	5	6	3	6	7	67
相談枠数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

##### ②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	2
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30代	有	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
40代	有	1	-	2	-	2	2	-	1	2	1	1	1	13	15
	無	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
50代	有	2	1	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	16	25
	無	-	-	-	3	-	2	-	1	-	-	2	1	9	-
60代	有	-	-	1	-	2	-	2	-	1	-	-	1	7	10
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	-
70代	有	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	6
	無	-	-	-	1	1	-	-	1	1	1	-	-	5	-
80代 以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	無	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	-
不明		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
合計		6	2	7	7	6	6	6	5	6	3	6	7	67	67

③相談内容別件数（含重訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	2	1	2	3	4	4	3	4	3	3	2	1	32
財産分与	-	1	2	2	-	2	3	2	1	-	-	-	13
相続	2	-	1	-	1	1	1	1	-	-	-	2	9
養育費	2	-	3	-	-	-	-	1	1	1	2	-	10
夫婦別姓	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
結婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4
人間関係	-	-	1	2	-	-	2	1	1	-	-	-	7
暴力	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4
セクハラ	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
仕事	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	1	-	4
隣家トラブル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭トラブル	-	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	4
賃貸契約	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3
その他	1	-	1	1	1	1	1	1	2	-	2	3	14
合計	10	3	15	10	6	9	12	11	10	4	9	8	107

### (5) スペースゆう・にじいろ電話相談

毎月 第1土曜日 14:00~17:00

第4木曜日 17:00~20:00

#### ①利用状況（予約・受付等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	-	-	-	-	4	2	-	-	-	4	-	11
相談日数	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	22

#### ②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3
20代	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	4
30代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	3
合計	1	-	-	-	-	4	2	-	-	-	4	-	11

### ③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
心とからだ	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	3
仕事・経済	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
家族・親族関係	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
他との人間関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SOGI関係	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
社会資源 （医療）	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
社会資源 （福祉）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 （教育）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 （法律）	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	3
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
合計	1	-	-	-	-	4	2	-	-	-	4	-	11



## にじいろ電話相談を ご利用ください

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）が抱えている悩みの解決に向け、専門相談員が無料で相談に応じます。ご本人だけでなく、家族・友人・先生などもご利用できます。相談に関する秘密は固く守ります。安心してご相談ください。

**無料**

**毎月 第1土曜日 午後2時～5時**  
**第4木曜日 午後5時～8時**

※ 相談日が休日の場合は、中止となります。また台風等により中止になる場合がありますので、ホームページでご確認ください。

**相談専用電話 (3913) 0162**

※ 予約は不要です。電話がつながりにくい場合は、時間を置いておかけ直してください。  
 ※ 多くの方に利用いただくため、ひとしほね20分程度とさせていただきます。  
 ※ ご利用回数に制限はありません。  
 ※ 相談は匿名でもお受けいたします。

**スペースゆう**  
(北区男女共同参画活動拠点施設)

〒114-8503 東京都北区王子1-11-1 本とびあ5階  
 開催時間：火～土曜日 午前9時～午後9時  
 日曜日 午前9時～午後5時

TEL 03(3913)0161  
 FAX 03(3913)0081  
 Email danjo-c@city.kita.tg.jp



※ JR 武蔵野線王子駅北口より徒歩2分  
 ※ 東京メトロ有楽町線王子駅南口より徒歩1分  
 ※ 都電有明線王子駅南口より徒歩5分

### 3 施設運営

#### (1) 年度別・種類別 利用件数及び人数（過去5か年分）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	多目的室	677	701	707	645	446
	ミーティングルーム	225	255	246	216	69
	情報コーナー	26	34	70	74	121
	活動コーナー	394	370	374	231	308
合計		1,322	1,360	1,397	1,166	944
人数	多目的室	9,971	10,173	9,649	8,354	4,514
	ミーティングルーム	1,264	1,365	1,282	1,221	308
	情報コーナー	78	74	99	88	130
	活動コーナー	1,240	1,244	1,198	92	316
合計		12,553	12,856	12,228	9,755	5,268

#### (2) 多目的室利用状況

##### ①時間別利用状況

月	午前（9時～12時）		午後（1時～5時）		夜間（6時～9時）		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	3	27	5	50	1	9	9	86
5月	-	-	2	20	-	-	2	20
6月	12	119	10	84	-	-	22	203
7月	25	196	22	260	5	56	52	512
8月	18	117	12	156	7	89	37	362
9月	22	200	25	293	10	133	57	626
10月	23	204	30	340	9	116	62	660
11月	24	282	22	230	7	76	53	588
12月	22	161	27	308	5	96	54	565
1月	14	98	13	98	3	34	30	230
2月	12	104	13	116	1	4	26	224
3月	20	143	19	247	3	48	42	438
合計	195	1,651	200	2,202	51	661	446	4,514
月平均	16	138	17	184	4	55	37	376

②部屋別利用状況（件）

月	多目的室A・B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	1	5	3	9
5月	0	2	0	2
6月	3	6	13	22
7月	21	11	20	52
8月	24	10	3	37
9月	26	14	17	57
10月	31	16	15	62
11月	22	16	15	53
12月	20	15	19	54
1月	12	9	9	30
2月	10	10	6	26
3月	12	22	8	42
計	182	136	128	446

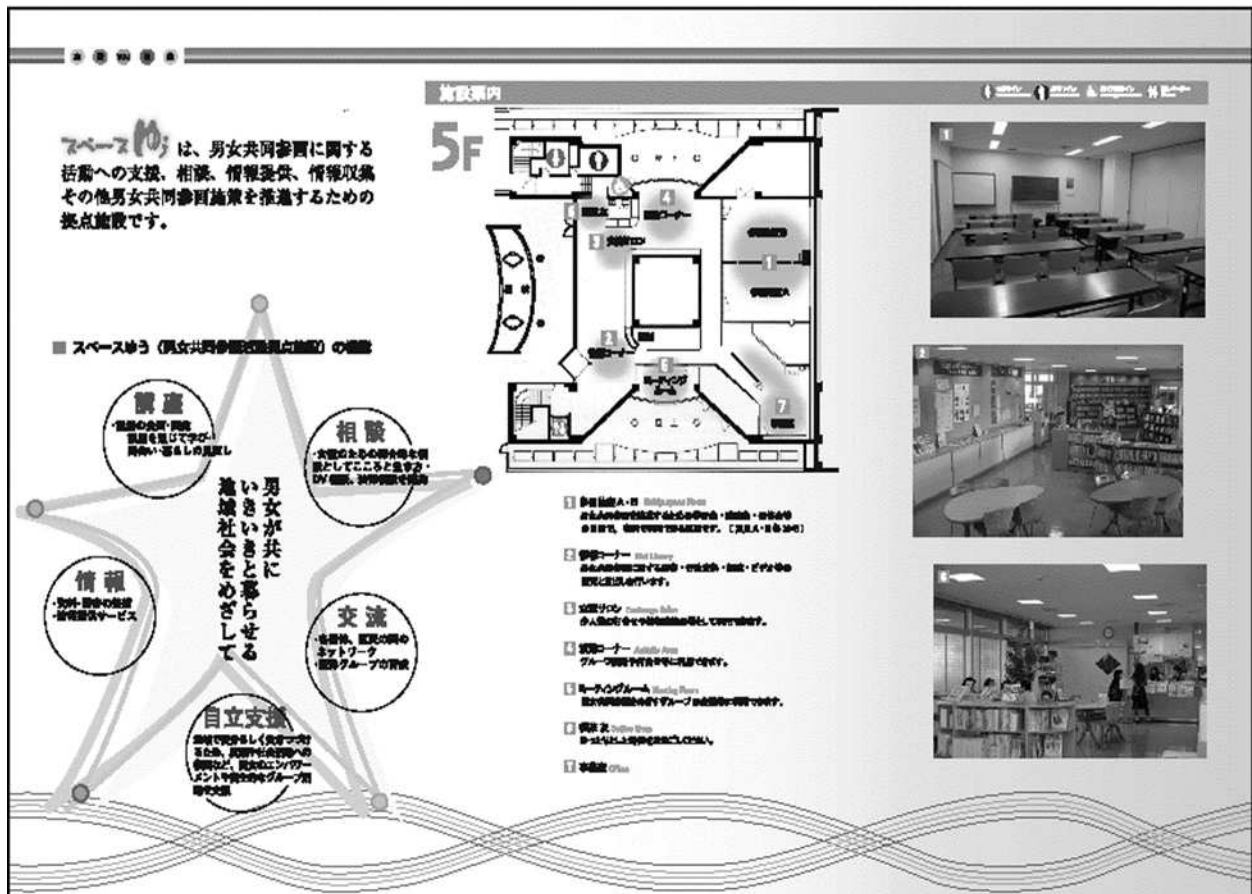
③曜日別利用状況

月	火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	3	23	3	40	-	-	2	20	-	-	1	3	9	86
5月	-	-	2	20	-	-	-	-	-	-	-	-	2	20
6月	2	26	3	20	7	76	10	81	-	-	-	-	22	203
7月	10	116	9	112	13	102	9	71	5	50	6	61	52	512
8月	5	37	8	101	9	85	1	5	8	65	6	69	37	362
9月	8	65	11	123	14	151	12	119	8	107	4	61	57	626
10月	10	59	12	133	13	154	15	136	8	140	4	38	62	660
11月	8	52	10	124	10	99	9	58	7	127	9	128	53	588
12月	12	87	9	90	11	134	9	75	5	68	8	111	54	565
1月	6	37	6	42	7	66	4	24	1	11	6	50	30	230
2月	7	57	5	39	2	15	5	36	-	-	7	77	26	224
3月	11	88	10	153	9	107	7	52	1	17	4	21	42	438
合計	82	647	88	997	95	989	83	677	43	585	55	619	446	4,514



### (3) その他の施設の利用内訳

月	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	-	-	4	22	2	2	6	24
5月	-	-	-	-	-	-	-	-
6月	8	9	1	10	16	21	25	40
7月	10	12	3	15	18	18	31	45
8月	14	15	6	18	22	25	42	58
9月	11	12	6	25	19	19	36	56
10月	21	21	16	80	35	35	72	136
11月	6	6	7	23	33	33	46	62
12月	14	16	10	57	38	38	62	111
1月	15	16	4	18	44	44	63	78
2月	15	15	6	13	27	27	48	55
3月	7	8	6	27	54	54	67	89
合計	121	130	69	308	308	316	498	754
月平均	10	11	6	26	26	26	42	63



#### 4 団体登録状況（各年度3月31日現在）

	新規登録数	登録数
平成28年度	3件	63団体
平成29年度	3件	58団体
平成30年度	6件	60団体
令和元年度	3件	55団体
令和2年度	5件	58団体

#### 5 情報コーナー（所蔵数・貸出人数）

○所蔵数合計	4,304点
図書	4,153冊
ビデオ・DVD	151本
○貸出資料合計	380点
図書	338冊
ビデオ・DVD	42点
○貸出延人数	255名



## ○参考資料

### 東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

##### (用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

##### (基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を發揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

### **(性別による権利侵害の禁止)**

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

### **(あらゆる情報の公表への配慮)**

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

### **(区の責務)**

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

### **(区民の責務)**

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

### **(事業者の責務)**

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

う努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## **第二章 基本的施策等**

### **(基本的施策)**

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

### **(行動計画)**

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

### (拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

## 第三章 男女共同参画審議会

### (設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。

二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。

三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。

四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。

3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものの中から区長が委嘱又は任命する。

4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

## 第四章 苦情への対応

### (苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項

2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

### (男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。

3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。

4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。

5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有するものの中から、区長が委嘱する。

6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 雑則

### (委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。  
（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

## 東京都北区スペースゆう条例

（平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号）

### (設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

### (事業)

- 第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。
- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関する事。
  - 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関する事。

- 三 女性総合相談事業に関する事。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関する事。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

### (施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

### (使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

### (使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。

- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

### (使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」

と総称する。)を前納しなければならない。

#### (使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

#### (使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 使用の目的に反する行為をしたとき。

二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

#### (原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

#### (損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

#### (委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

#### (準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 付 則 (平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 付 則 (平成二七年七月三日条例第五一号)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 付 則 (平成二八年一二月五日条例第七九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 別表 (第四条—第六条関係)

区分	午前 (午前九時～午後 零時)	午後 (午後一時～午後 五時)	夜間 (午後六時～午後 九時)
施設名			
多目的室 A・B	1,440円	2,240円	2,880円
多目的室A	720円	1,120円	1,440円
多目的室B	720円	1,120円	1,440円

**事業概要（令和2年度版）**

スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）

★発行 令和3年 6月  
北区総務部多様性社会推進課  
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階  
03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号

3-1-024